

◆ 県営山神ダム上流域の産業廃棄物問題と不適正処理対策について

これまで私は、本会議や予算・決算委員会で県営山神ダム上流域の産業廃棄物問題や山家の汚泥処理施設の問題など、産業廃棄物の不適正処理対策に関する諸問題に取り組んできました。平成28年9月議会において「不適切な産業廃棄物の処理について」と題して一般質問を行い、特に受託廃棄物処理の早期処理を訴えてきましたが、今般その解決の目途が立ちましたので、埋め立て地の状況も含めて、改めて県の対応を質問しました。

【これまでの取り組み】

私の地元の筑紫野市には、多数の産業廃棄物処理業者が操業しているが、不適切な処理を行っている業者を許さない、不正は迅速に是正させるという考えのもと、平成28年9月議会において「不適切な産業廃棄物の処理について」と題して、一般質問を行った。その際に、地元の山家地区にある汚泥処理施設と県営山神ダム上流域にある産業廃棄物処分場に関しては、問題に至った原因及び今後の対応策について質問をした。

【山家の汚泥処理施設への対応】

山家の汚泥処理施設については、悪臭の発生、汚泥の流出といった生活環境保全上の支障が発生するおそれがあることから、平成29年2月から県による行政代執行が行われた。このため、地元住民の方も安心することが出来たと思う。

【山神ダム上流域の産業廃棄物処分場の経緯】

この問題は、平成11年に硫化水素ガスの発生により不幸にも3人の尊い命が奪われるという痛ましい事故をきっかけとする。

県は、死亡事故発生後、学識経験者で構成された事故調査委員会を設置し、事故の原因究明を行う一方で、業者に対して改善指導を行うとともに、事業場内及び周辺環境のモニタリングを実施してきた。平成17年には行政処分により、すべての処理業の許可を取消されたが、その後も県は事業者による改善を指導してきた。

その結果として最終処分場における汚濁水やガスの発生については、平成18年から19年に行われた覆土等の措置の実施により、改善が進み、近年は環境モニタリングの結果を見ても、状況は随分改善されてきたと聞いている。

Q

山神ダム上流域の産業廃棄物処分場の問題は、平成28年に私が一般質問して以降、この産業廃棄物処分場について県がどのような取り組みを行ってきたのか、現在どのような状況なのかについてお伺いする。

A	<p>小川知事答弁</p> <p>【これまでの管理状況】 当該最終処分場に関しては、これまで、毎月、水質やガスの環境モニタリングを継続するとともに、昨年9月から、現状を把握し、安心・安全確保のための新たな対策の必要性の有無を判断するため、専門家の意見を踏まえ覆土状況及び植生について調査を実施した。</p> <p>【調査結果】 覆土により廃棄物の飛散流出防止及び雨水の排除機能は保持されていること、また、処分場全体に多くの種類の植物が生育しており、森林、草地及び湿地と多様な生物の生息の場として機能していることを確認している。</p> <p>【専門家会議の評価】 本年6月には、専門家会議において「現状において生活環境保全上の支障はなく、今後も処分場の安定化が見込まれ、新たな対策を講じる必要性はないと考えられる。」との評価をいただいた。</p> <p>【受託廃棄物の搬出状況】 御指摘の受託廃棄物については、事業者に対して早期処理完了のために搬出量を増加するよう粘り強く指導してきた。その結果、本年6月から10月までの搬出量を前年同期間と比較すると10倍を超えるペースで進んでおり、直近の11月は、さらに搬出量が増加している状況を確認している。</p> <p>【今後の対応】 県としては、引き続き受託廃棄物の適正処理を指導していくとともに、環境モニタリングを継続し、住民の安心・安全の確保に努めてまいります。</p>
Q	<p>【産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の充実・強化について】 産業廃棄物の不適切な処理に起因する問題は、一旦発生すると、解決までに多大な時間を要することとなる。したがって、問題を未然に防止する取り組みが重要であり、私もこれまで、法や制度の改善も含めた対応が必要であると訴えてきた。</p> <p>特に、早期発見、早期対応を行うことにより、不適切な処理を改善させるための監視指導が非常に重要と考えている。</p> <p>産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の充実・強化を図るため、県としてどのような取り組みを行ってきたのか。また、今後、どのような取り組みを行っていくのかについて質問をする。</p>

A	<p>小川知事答弁</p> <p>【早期発見、早期対応への取り組み】 産業廃棄物の不適正処理を未然に防ぐためには、その疑いが生じた早い段階での業者への指導が必要不可欠である。このため、最終処分場については、平成25年度から全国で初めて安定型最終処分場を対象に、県自ら掘削調査を実施し、不適正処理の早期発見、早期対応に取り組んでいる。</p> <p>【中間処理施設への対応】 中間処理施設の中でも、繰り返し指導している業者や破碎、選別等の過剰保管に至りやすい業者に対しては、昨年度から、監視指導課、廃棄物対策課、保健福祉環境事務所による合同での立入検査も実施し、的確かつ速やかな行政指導を行うなど不適正処理の是正に努めている。</p> <p>【ドローンによる監視】 立入検査の効率化・強化を図るため、平成30年度に赤外線カメラ搭載ドローンを導入し、廃棄物の量や表面温度を正確かつ迅速に把握して、過剰保管への早期対応や火災の未然防止に努めている。</p> <p>【今後の取り組み】 今後とも、こうした取り組みを着実に実施することにより、不適正処理を見逃さない監視・指導体制を構築するとともに、その是正にあたっては、廃棄物処理法に基づくあらゆる手段を講じる。</p>
Q	<p>【受諾廃棄物処理の早期完了について】 さらに、私が平成28年9月議会で指摘した残置された受託廃棄物に関しても、本年6月から搬出が急速に進んでいるとのことで、20年以上にわたる、この問題の解消の道筋がついたものと理解している。</p> <p>しかし、この違法な受諾廃棄物は、私が一般質問をした平成28年の時点では殆ど処理が進んでおらず、当時の搬出スピードでは80年以上を要する状況であった。本年6月から10倍を超えるペースで搬出されているとのことだが、私の計算では、それでもこれから5年から6年を要することとなる。</p> <p>県としての対応の難しさも理解しているが、2年から3年で搬出が終わるように、今後もしっかりと事業者を指導し、より早期の解消に努めていただくよう要望する。</p> <p>【モニタリングの継続について】 県で実施しているモニタリングについては、地元住民の皆さんが強い関心を持っているので、この処分場の問題が解消し、市民の皆さんが安心出来るようになるまで継続することを要望する。</p>